



Title	外資系企業等の取扱い(対内調整)(2)(事務処理に関する日琉間連絡体制   外務省外交史料館レファレンス番号: H220988)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.3   公開日: 平成22年11月26日   外務省外交史料館管理番号: B'5.1.0.J/U24   CD・DVD番号: H22-006
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

事務處理に関する日琉間連絡体制

アメリカ局長  
参事官  
北米一課長

沖・北対第702号  
昭和45年6月29日

外務省アメリカ局長 殿

沖縄・北方対策庁長官



沖縄進出新規外資の事務処理に関する日琉間の連絡体制について

標記について、別添のとおり、沖縄事務局長を經由して琉球政府行政主席あて申し入れたので、御了解ください。

要処理  
首席参事官  
南方  
渉外調査  
漁業  
航空  
科学協力  
連絡調整  
調査  
カナダ



総 理 府

沖・北対第702号  
昭和45年6月29日

沖縄・北方対策庁沖縄事務局長 殿

沖縄・北方対策庁長官

沖縄進出新規外資の事務処理に関する日琉間の連絡体制について

標記について、別添により琉球政府行政主席あて申し入れを行なわれたい。

総 理 府

沖・北対第702号  
昭和45年6月29日

琉球政府行政主席 殿

沖縄・北方対策庁長官

沖縄進出新規外資の事務処理に関する日琉間の  
連絡体制について

標記については、下記により実施いたしたかったので、よろしく  
取り計らわれない。

なお、下記については関係省庁と協議済みである。

総 理 府

記

- 1 琉球政府は、外資関係申請書が提出された場合には、すみやかにその写し1部を、準備委員会の顧問事務所より同委員会の日本政府代表事務所に送付するものとする。
- 2 日本政府代表事務所は、上記写しを入手したときは、直ちに外務省及び沖縄・北方対策庁沖縄事務局（以下「沖縄事務局」という。）にこれを送付するものとする。
- 3 外務省は、上記写しを入手したときは、直ちに総理府沖縄・北方対策庁（以下「対策庁」という。）にこれを送付するものとする。
- 4 対策庁は、上記写しを入手したときは、直ちに関係省庁にこれを送付して検討を依頼するものとし、関係省庁は、当該写しの内容を検討のうえ、対策庁に対し意見を述べるものとする。
- 5 対策庁は、関係省庁の意見をもとにとりまとめた日本政府の意見を、外務省を経由して申請書の写しを入手した日から原則として1ヵ月以内に、沖縄事務局を通じて琉球政府に通知するとともに、上記日本政府の意見を外務省に連絡するものとする。

総 理 府

6 外務省は、上記意見を準備委員会日本政府代表のルートを通じて同委員会米國政府代表に通知するものとする。

総 理 府

外貨導入申請書

	1次	2	3	4	5	6	7	8
沖縄→本省	8/24 9/2	10/15	11/25	1/14	2/13	4/15	6/3	7/22
	4	4	6	7	4	9	5	
（外）省→対策・通産	8/28	10/19	12/1	1/21	2/17	4/24	6/8	7/28
		30	63	57	31	51	44	
対策→外（資見）		11/19	2/2	3/12	3/19	6/14	7/22	9/2
		9	6	15	13	14		
外（本）省→沖縄		11/28	2/8	3/27	4/1	6/28	7/28	
		40	24	17	12	29		
米側へ	10/22	1/17	3/3	4/13	4/13	7/27		
合計 20 年 10 年		83	99	90	60	103		

# 外貨導入申請書

次	9	10	11	12	13	14	15
沖縄 → 本省 <small>初</small>	8/26 <small>2/10</small>	9/23 <small>25</small>	11/28 <small>25</small>	11/25	3/16		
外務 → 対策通商大	9/2	9/30	11/11	12/2	3/21		
対策 → 外務(意見)	10/15	11/9	12/9	1/7	4/18		
外務省 → 沖縄	11/8	11/16	12/14	1/12	4/25		
沖縄委 → 米側	11/13	11/20	12/21	1/18			

11/2